

## 工学部・工学府における学位論文における生成 AI の利用に係る申し合わせ

令和 5 年 1 1 月 2 2 日

学科長会議・代議員会議決

令和 5 年 8 月に公表された「九州大学の教育における生成 AI の利活用に関する基本姿勢」において、生成 AI のような新たな技術についても、意欲的に学び、その仕組みや成り立ち、特徴や限界を正しく理解するとともに、適切に利活用する資質・能力を備えることができるよう、必要な教育を実施することとする方針が提示された。

学位論文における生成 AI の活用方法として、ブレインストーミング、論点の洗い出し、自身が作成したプログラミングコードの検証、データ整理等が想定され、工学部・工学府では、以下の通り利用の範囲を限定して認めることとする。

なお、生成 AI を取り巻く社会状況の変化や学内での運用状況を踏まえ、利用の範囲については、柔軟に改定していく。

### (利用可能範囲等)

- 1) 自分で作成した文章の校正については、使用比率の上限は規定しないが、生成した文章が剽窃等に当たらないかについて、剽窃チェックソフトを使って確認することを推奨する。
- 2) 生成 AI が作成した文章のコピーアンドペースト
  - ・指導教員の許可を有する。
  - ・文章の量に依らずその範囲を明示すると共に、使用した生成 AI 名、バージョン、使用したプロンプトを論文中の参考論文や脚注等に明記する。
- 3) 博士の学位論文提出時に添付する論文目録に記載する参考論文には、生成 AI が共著者である投稿論文等は承諾書に署名できないことから認めない。
- 4) 生成 AI を利用した際に得られた情報の真偽・著作権の確認等については、論文著者に一切の責任がある事とし、場合によっては捏造・剽窃・盗用等の不正行為に該当し、処分対象となり得る。

※本申し合わせにより規定する学位論文とは、卒業研究論文、修士論文及び博士論文を指し、生成 AI そのものを研究対象としたそれら論文を除くこととする。